

川島町美化運動実施要領

1. 趣旨

この要領は、美しい住みよいまちづくりのため、自治会が主体となり、町との協働により住民参加のもと行う町内の清掃活動等(以下「美化運動」という。)の実施基準日を定め、その活動に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 実施基準日

美化運動の実施は、原則年間3回とし、次に掲げる基準日に行うこととする。

(1) ごみゼロ美化運動

6月の1週目もしくは2週目の日曜日のいずれかの日

(2) 町民総ぐるみ美化運動(秋季)

10月の3週目もしくは4週目の日曜日のいずれかの日

(3) 町民総ぐるみ美化運動(冬季)

2月の1週目もしくは2週目の日曜日のいずれかの日

※いずれの運動においても、(1)～(3)に定める基準日以外の日に及ぶ場合は、別途自治会が定める日に実施しても差し支えない。

3. 実施内容

(1) 清掃場所は、町内の道路、水路、公園その他公共の場所とし、その他必要に応じ通学路周辺の私有地の小枝の刈払い等を行う。

(2) 回収したごみは、以下のとおり分別して透明もしくは半透明ごみ袋に入れ、所定の場所に集積もしくは環境センターに自己搬入するものとする。

ア. 燃えるごみ

イ. ペットボトル

ウ. かん

エ. ビン

オ. その他不燃ごみ

(3) 前項により所定の場所に集積したごみは、町が収集するものとする。

4. 実施方法

(1) 自治会は、美化運動実施日及び実施の可否について、その実情を考慮し決定するものとする。

(2) 自治会は、美化運動の実施報告について、町が定める日までに所管課へ報告するものとする。

(3) 町は、自治会に対しごみ袋の提供その他必要な物品を貸与する。

5. その他

(1) 自治会は、美化運動中に事故等が発生した場合は、すみやかに所管課へ報告する。

(2) 前項の事故等については、町が加入する保険をもって補償する。

(3) 感染症、大規模災害その他町長が中止することが適当と認める場合は、町内一律に中止とする。